

引っ越すときは、

手続きをお忘れなく



転出・転居の届け出

＊市外へ引っ越すとき

引っ越す前に転出の届け出をしてください。転出証明書を交付します。

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地に転出証明書を提出し、転入の届け出をしてください。

＊市内で引っ越すとき

マイナンバーカード（持っている人のみ）を持参し、新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。

また、受給者証や被保険者証などに記載の住所を変更しますので、各担当課にお問い合わせください。

＊手続き

市民課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。

「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」などの本人確認書類を持参してください。

＊引越しワンストップサービス

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから引越しワンストップサービスの転出の手続きと同時に転入先住所の転入予約をすることができます。また、市内の別住所へ転居する人は転居予約をすることができます。

詳しくはマイナポータルや市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市民課住民担当
(☎323636)

水道の使用開始と中止

引っ越すときは水道の使



用開始・中止の手続きをお願いします。使用中の場合は、水道料金・下水道使用料の精算が必要になります。

＊**手続き**
水道お客様センター（水道局）で受け付けます。
問い合わせ〓水道お客様センター（☎324314）

子育て世帯

＊**児童手当を受給している人**
児童手当受給事由消滅の届け出をしてください。転出先の市区町村で申請する際に必要な書類について説明します。

＊**児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人**
受給内容により手続きが異なりますので、子育て支援課へご連絡ください。届け出を受け付けるほか、転出先の市区町村で申請する際に必要な書類について説明します。

＊**手続き**
子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。
問い合わせ〓子育て支援課子育て支援係（☎471150）

国民健康保険の手続きもお願いします

国民健康保険の加入・離脱などの手続きは、自分で行う必要があります。なお、届け出は14日以内をお願いします。

引っ越ししたとき

	国民健康保険の被保険者	福祉医療費の受給者
市外へ引っ越し（転出）	転出届の際に、被保険者証や資格確認書を持っている人はお返しください。	・転出届の際に、受給者証をお返しください。 ・県内に転出する人には福祉医療費受給者証交付状況証明書を交付します。
市内で引っ越し（転居）	住所を書き換えますので、被保険者証や資格確認書を持っている人は持参してください。	住所を書き換えますので、受給者証をお持ちください。
必要なもの	・マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類 ・被保険者証、資格確認書（持っている人のみ） ※修学のため転出し、引き続き桐生市の国民健康保険に加入する人は、学生証または在学証明書（合格通知書などでも可）も必要です。	・受給者証 ・マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
手続き	市民課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課と境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で受け付けます。	医療保険課医療助成係（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。
問い合わせ	医療保険課国保係（☎44 - 8265）	医療保険課医療助成係（☎44 - 8267）

就職・退職したとき

手続き＝市民課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で受け付けます。

なお、国保離脱手続きのみ、下の二次元コードから申請することができます。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎44 - 8265）



	国保に加入するとき （会社を退職したときなど）	国保から離脱するとき （会社に就職したときなど）
必要なもの	・社会保険離脱証明書（資格喪失証明書） ・マイナンバーカード	・会社などの保険に加入した日がわかる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど） ・マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類 ・国民健康保険の被保険者証、資格確認書（持っている人のみ）